

令和7年度 第2回世田谷区男女共同参画推進部会 次第

令和7年7月22日(火)
午後2時～午後4時
保健医療福祉総合プラザ

- 1 開会
- 2 議事

【報告事項】

世田谷区立男女共同参画センター運営委託事業者の選定について・・・資料1

【協議事項】

「(仮称)第三次男女共同参画プラン」の検討について・・・資料2

- 3 その他
- 4 閉会

◆配付資料

- 資料1 世田谷区立男女共同参画センター運営委託事業者の選定について
 - 資料2-1 「(仮称)第三次男女共同参画プラン」の検討について
 - 資料2-2 「(仮称)第三次男女共同参画プラン」各検討段階における内容
 - 資料2-3 「(仮称)第三次男女共同参画プラン」体系案
- 意見・質問票

◆今後の予定

- 第3回男女共同参画推進部会
- 時期：令和7年9月上旬頃

◆情報提供

せたがや未来の平和館10周年記念誌「平和な未来を せたがや から」

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課
電話03-6304-3453
FAX 03-6304-3710

世田谷区立男女共同参画センター運営委託事業者の選定について

1. 主旨

世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」運営委託事業者については、現在の委託契約が今年度で終了することから、令和8年度からの運営事業者の候補者をプロポーザル方式により選定する。

2. 運営事業者を選定する施設

- (1) 施設名 世田谷区立男女共同参画センター（愛称 らぷらす）
- (2) 所在地 世田谷区太子堂1-12-40 グレート王寿ビル3～5階
- (3) 事業内容

「らぷらす」は、区の男女共同参画推進の拠点施設として、男女及び多様な性を含めたすべての人が性別にかかわらず自分らしく生き生きと暮らすことができる社会の実現を目指した事業を推進する。

「らぷらす」の事業は、男女共同参画の視点から課題を解決するための実践的な取り組みとして、「講座・研修」「相談」「居場所」「情報提供・収集」「活動の場」を中心に、それらを有機的に連携させながら実施する。

(4) 現在の運営事業者

社会福祉法人共生会SHOWA（世田谷区太子堂1-6-2 昭和女子大学内）

3. 選定後の履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）※契約と調整中

※契約は単年度締結とし、各年度において当該事業の予算配当があること、及びその前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

4. 運営にあたっての基本的な考え方

区民・団体・事業者等が抱える課題の「気づき」を促し、課題の解決・緩和、改善に向けて、必要な支援事業や専門機関、地域団体などへ適切に「つなぎ」、実社会の中で実践・活用していくための「動機付け」を行う。そして、これら一連の段階を「伴走」し続けることで、自ら望む生き方や活動を選択することができるよう「エンパワーメント」を行う。

【今後充実を図る視点】

- ① より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営
- ② 区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の促進
- ③ 地域ネットワーク構築
- ④ 広報、普及啓発
- ⑤ 社会情勢に応じた男女共同参画関連講座の実施

5. 運営事業者の選定方法について

(1) 選定委員会の構成

外部委員(学識経験者等)4名及び区職員4名で構成する。

(2) 選定手順

事業者から提案書及び見積書の提出を受け、選定委員会が書類審査及びヒアリングを実施し、安全かつ安定的に運営できる専門性と運営実績を有する事業者を選定する。

(3) 評価基準

本業務の実施に必要な内容についての理解度及び課題認識のレベル、業務を安定的に遂行する能力、企画提案能力、見積金額及び内容の妥当性等により、評価を行う。

6. 今後のスケジュール (予定)

令和7年	9月12日	実施公告 (区ホームページ掲載)
	9月26日	参加表明書提出締め切り
	10月27日	提案書提出締め切り
	11月 月上旬	第1回選定委員会 (書類審査)
		第2回男女共同参画・多文化共生推進審議会
	11月 月中旬	第2回選定委員会 (ヒアリング)・候補者決定
令和8年	2月 月中旬	第3回男女共同参画・多文化共生推進審議会

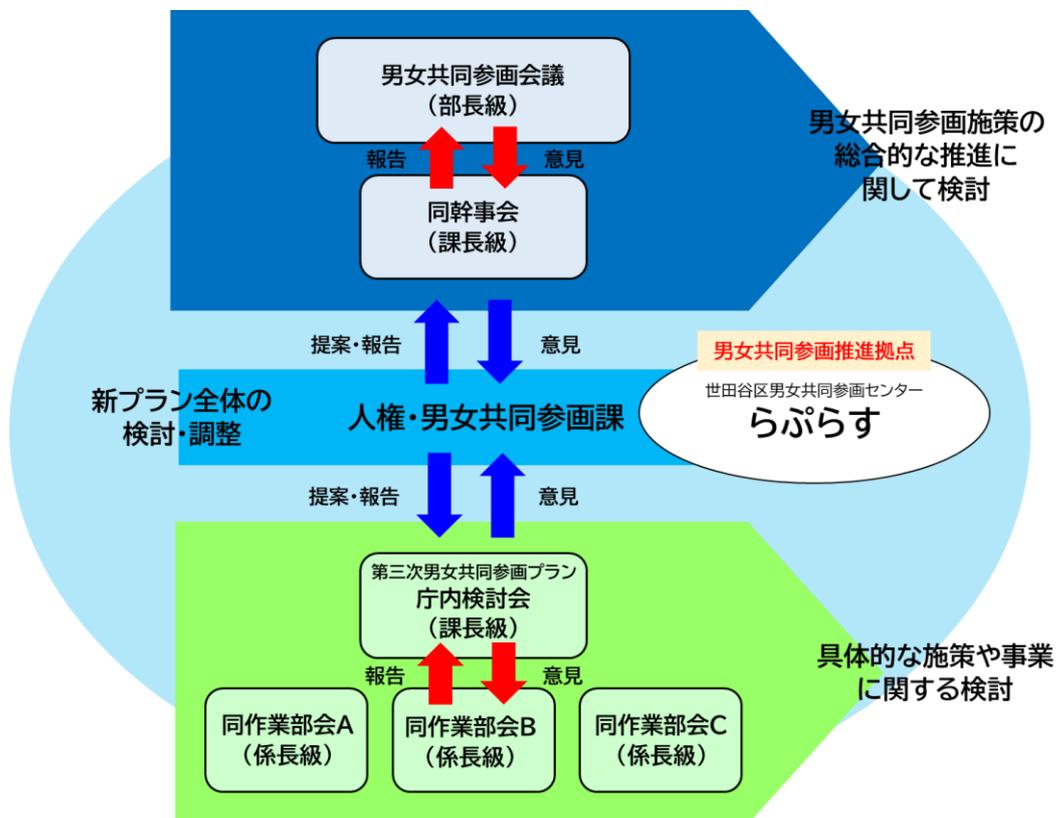
「(仮称) 第三次男女共同参画プラン」の検討について

1 検討の進め方について

(1) プラン全体の検討体制



▼庁内の検討体制



▼庁内の各会議体の役割

名称	役割
推進会議	部長級の会議。各検討段階において報告する。
幹事会	推進会議に基づく課長級の会議。各検討段階において報告する。
庁内検討会	施策や事業の関わりが深い課の課長級の会議。
作業部会	庁内検討会に基づく課の係長級の会議。 分野ごとに3～4の部会を編成予定。

(2) 今後のスケジュール（計画骨子決定までの流れ）

回数	時期	審議会・部会の動き	庁内検討の動き	内容
1	R7. 7. 22	第2回男女部会		体系骨子、課題感のプレスト
2	R7. 9. ●（上旬）	第3回男女部会		体系骨子、施策の方向性
3	R7. 9. ●（下旬）		第1回庁内検討会	体系骨子、施策の方向性
4	R7. 10. ●（中旬）		第1回作業部会	体系骨子、施策の方向性
5	R7. 11. ●（上旬）	第2回審議会		【諮問】計画骨子案
6	R8. 1. ●（上旬）		第2回作業部会	施策
7	R8. 1. ●（下旬）	第4回男女部会		計画骨子
8	R8. 2. ●（中旬）	第3回審議会		計画骨子
9	R8. 2. ●（下旬）		第2回庁内検討会	計画骨子
10	R8. 2. ●（下旬）		幹事会	計画骨子（メール報告）
11	R8. 3. ●（中旬）		推進会議	計画骨子（オンライン会議）
12	R8. 4. ●（上旬）		政策調整会議	計画骨子
13	R8. 4. ●（中旬）		政策会議	計画骨子
14	R8. 4. ●（下旬）		常任委員会	計画骨子

2 体系案について

第二次男女共同参画プラン後期計画時の体系へ昨今の社会情勢を反映するとともに、分かりやすい体系とするため、体系を変更する。

各検討段階における内容

計画の背景(趣旨・社会動向)、計画の概要(主旨・位置付け・基本理念・計画の体系・基本目標・数値目標)、計画の内容(課題・施策、事業)、計画の推進体制(方策、施策、事業)、概要版



計画素案・案

計画の概要(主旨・位置付け・基本理念・計画の体系・基本目標・数値目標)、計画の内容(課題・施策)、計画の推進体制(方策・施策)、概要版



計画骨子

主旨、計画の位置付け、基本理念、計画の体系、基本目標、課題、施策の方向性



計画骨子案

審議会における
最終検討の時期
<骨子案>
R7.11

審議会における
最終検討の時期
<骨子>
R8.2

審議会における
最終検討の時期
<素案>
R8.5
<案>
R8.11
(答申)

基本理念・視点	基本目標	課題	施策	事業			
<p>一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現</p>	<p>基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進</p>	<p>世田谷区女性活躍推進計画</p> <p>1 固定的な性別役割分担意識の解消</p>	<p>①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発 ④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上 ⑥意識調査による実態の把握と啓発</p>				
		<p>2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進</p>	<p>①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援</p>				
		<p>3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援</p>	<p>①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援</p>				
		<p>4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発</p>	<p>①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進 ⑤「区内企業との男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発</p>				
		<p>5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実</p>	<p>①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援 ④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画促進</p>				
		<p>6 防災・地域活動等への参画促進</p>	<p>①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援 ③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進</p>				
	<p>基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進</p>	<p>世田谷区配偶者等暴力防止基本計画</p> <p>7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実</p> <p>8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実</p> <p>9 暴力を容認しない意識づくり</p>	<p>①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援(生活再建の支援) ⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化</p>				
			<p>①性犯罪・性暴力被害者への区の支援 ②国や東京都の施策との連携</p>				
			<p>①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止</p>				
			<p>基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築</p>	<p>10 性差に応じたこころと身体の健康支援</p> <p>11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり</p> <p>12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援</p>	<p>①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及</p>		
					<p>①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援</p>		
					<p>①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 ⑤区職員・教育分野等における理解促進 ⑥多様な形の家族の支援</p>		
<p>基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築</p>	<p>方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実</p> <p>方策2 区職員の男女共同参画推進</p> <p>方策3 推進体制の整備・強化</p>	<p>①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化 ④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開</p>					
		<p>①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用 ③区職員の仕事と生活の両立支援</p>					
		<p>①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備 ②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進</p>					

施策に基づく
各課事業

「(仮称)第三次男女共同参画プラン」体系案

第2次男女共同参画プラン後期計画

(仮称)第3次男女共同参画プラン

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅰ あらゆる分野における 女性活躍	1 固定的な性別役割分担意識の解消 ①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発 ④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上 ⑥意識調査による実態の把握と啓発
	2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進 ①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援
	3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 ①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの 着実な推進	4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進 ⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発
	5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実 ①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援 ④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援
	6 防災・地域活動等への参画促進 ①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援 ③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

基本目標	課題の枠組み	課題・施策
基本目標Ⅰ あらゆる分野における 女性活躍推進	男女共同参画の 意識醸成	1 固定的な性別役割分担意識の解消 ①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発 ④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上 ⑥意識調査による実態の把握と啓発
		2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進 ①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発-②審議会等の女性登用率の向上-③事業者への支援
		4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進 ⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの 着実な推進	あらゆる分野における 女性活躍推進	2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進 ①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発-②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援
		3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 ①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援
		6 防災・地域活動等への参画促進 ①防災・災害復興の分野への女性の参画促進-②地域活動への参画支援-③地域活動における女性リーダーの育成支援-④男性の地域活動への参画支援-⑤高齢者の社会参画の促進
基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない 社会の構築	家庭生活・地域における 男女共同参画	5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実 ①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援 ④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援
		6 防災・地域活動等への参画促進 ①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援 ③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進
		方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実 ①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の実現 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化 ④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない 社会の構築	7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 ①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援(生活再建の支援) ⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化
	8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 ①性犯罪・性暴力被害者への区支援 ②国や東京都の施策との連携
	9 暴力を容認しない意識づくり ①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止

基本目標	課題の枠組み	課題・施策
基本目標Ⅱ 安全・安心な社会の構築	暴力やハラスメント防止の 啓発	9 暴力を容認しない意識づくり ①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止
		7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 ①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援(生活再建の支援) ⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化
	性犯罪・性暴力被害者 への支援	● 安全確保と自立に向けた支援 ①女性相談 ②女性相談支援員の処遇改善 ③民間連携 ④国や東京都の施策との連携
		8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 ①性犯罪・性暴力被害者への区支援 ②国や東京都の施策との連携
	ひとり親家庭等への支援	11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり ①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳を もって生きることができる 社会の構築	10 性差に応じたこころと身体への健康支援 ①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及
	11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり ①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援
	12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援 ①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 ⑤区職員・教育分野等における理解促進 ⑥多様な形の家族の支援

基本目標	課題の枠組み	課題・施策
基本目標Ⅲ 性やからだに関する 理解促進	性的マイノリティに対する 理解促進	①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 ⑤区職員・教育分野等における理解促進 ⑥多様な形の家族の支援
	性差に応じたこころと からだの理解	①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及

推進体制	推進体制
方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実 ①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の実現 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化 ④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開	方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実 ①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の実現 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化 ④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開
方策2 区職員の男女共同参画推進 ①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②区内の管理監督的立場への女性の登用 ③区職員の仕事と生活の両立支援	方策2 区職員の男女共同参画推進 ①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②区内の管理監督的立場への女性の登用 ③区職員の仕事と生活の両立支援
方策3 推進体制の整備・強化 ①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備 ②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進	方策3 推進体制の整備・強化 ①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備 ②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進

推進体制	推進体制
方策1 区内におけるジェンダー主流化 ①あらゆる分野におけるジェンダー主流化 ②ジェンダー統計を活用した政策立案	方策1 区内におけるジェンダー主流化 ①あらゆる分野におけるジェンダー主流化 ②ジェンダー統計を活用した政策立案
方策2 区職員の男女共同参画推進 ①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②区内の管理監督的立場への女性の登用 ③区職員の仕事と生活の両立支援	方策2 区職員の男女共同参画推進 ①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②区内の管理監督的立場への女性の登用 ③区職員の仕事と生活の両立支援
方策3 推進体制の整備・強化 ①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備 ②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進	方策3 推進体制の整備・強化 ①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備 ②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進